

浜松市立小中学校特別教室空調整備事業 実施方針等に関する意見・質問に対する回答

2023年12月15日

No	資料名	頁	項目	内容	回答
1	実施方針	1	1.1-1(3)	特別教室798教室の対象教室の内訳資料（教室名称、配置等）を提示して頂ける時期をご教示下さい。	入札公告後の参考図書(全対象分)の貸与申込期間(令和6年3月下旬～7月中旬)に申し込まれましたら提示する予定です。
2	実施方針	2	1.1-1.(4).3).イ	貴市の「浜松市立小中学校空調設備整備事業案件」では「施工業務」となっていたところ、本件では「施工「発注」業務」と記載されています。建設業法上の許可が不要であることを明確にするためにそのような調整をされたものと理解しておりますが、「発注」業務のみがSPCの業務であるとする、施工契約は貴市と発注先の施工企業の間と締結され、SPCは貴市のために発注に係る事務のみを受託するかのように解されかねず、また、SPCが貴市から受領するサービス対価にSPCから施工企業に対して支払われる設備整備費が含まれることとの整合性が取れないため、第1期案件と同様に、「施工業務」と修正される方が、この種のPFI案件における一般的な実務にも整合的かと思われます。	本事業の業務は、SPC自体が業務を実施するか、もしくはSPCが構成企業や協力企業、また一部下請負業者へ発注を行い、業務を行うこととなっています。その中で施工業務は、建設業許可の無いSPC自体が業務を実施することは想定できないため、SPCは発注のみを行うものとして、「発注」を明記しています。
3	実施方針	2	1.1-1.(4).3).イ	施工に関する業務のみ施工「発注」業務と記載され、SPCが構成企業若しくは協力企業の内、施工業務の担当を予定している企業へ当該業務を発注し、従事させることを想定している旨の記載がありますが、他の設計業務、工事監理業務、維持管理業務等についても、SPCから構成企業・協力企業に発注することで業務を遂行することが基本的に想定されている(発注することが否定されているわけではない)との理解ですが、ご理解と齟齬がないかご確認ください。	お見込みのとおりです。
4	実施方針	3	1.1-1.(4).5).ア	設計、施工、工事管理及び所有権移転に対する対価について「事業契約書において予め定める額を4回に分けて支払うことを想定している」と記載ございますが、支払い方法については引き渡し毎において予め定める額の一括払いであり、割賦調達はない認識でよろしいでしょうか。	支払いは、設計施工期間のうち4回に分けて支払うことを想定しており、割賦調達はではありません。支払方法については、入札公告時に公表する事業契約書(案)に示す予定です。 なお、引き渡し(所有権移転)については、学校毎に工事完了や完工確認が終了した施設毎に随時行っていく予定です。
5	実施方針	3	1.1-1.(4).5).ア	設計、施工、工事管理及び所有権移転に対する対価についてSPC設立に伴う関連費用について、初回引き渡しの設計・施工等のサービス対価の支払い時に一括して支払われるという認識でよろしいでしょうか。	支払方法については、入札公告時に公表する事業契約書(案)に記載する予定です。
6	実施方針	3	1.1-1.(4).5).ア	選定事業者の収入について「金融機関等からの借入れ等を行う場合」と記載ございますが、金融機関からの借入れは必須ではないという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

浜松市立小中学校特別教室空調整備事業 実施方針等に関する意見・質問に対する回答

2023年12月15日

No	資料名	頁	項目	内容	回答
7	実施方針	3	1.1-1.(4).5).ア	設計・施工等のサービス対価は、4回に分けて支払うご想定とのことですが、4回の支払マイルストーンの詳細をご教示ください(所有権移転を4回に分けるご想定でしょうか。)	引き渡し時期は、施工事業者決定後事業スケジュールに応じて、市と協議し決定することとします。なお、引き渡しは施工完了次第随時を想定しています。
8	実施方針	3	1.1-1.(4).5).ア	サービス対価の支払い4回の時期について、事業者側の任意設定で宜しいでしょうか。	質疑回答No.7を参照してください。
9	実施方針	3	1.1-1.(4).6).イ	維持管理等に関する対価について「維持管理のサービス対価」のなかに維持管理期間中のSPC管理費用、租税他の費用について含まれる認識でしょうか。	お見込みのとおりです。
10	実施方針	3	1.1-1.(4).6).イ	維持管理等に関する対価について維持管理費用については引き渡し学校数に伴い、費用が異なるため、2025(令和7)年度及び2026(令和8)年度は、2027(令和9)年度以降と維持管理費用が異なる認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	実施方針	7	2.2-2及び2.2-3.(7)	入札説明書等に関する質問の受付及び回答は1回のみという理解でよろしいでしょうか。スケジュールでは、「入札説明書等に関する第1回質問の受付」との記載がございますが、特に第2回に関する言及がございません。	入札説明書等に関する質問の受付及び回答は1回のみとなります。
12	実施方針	7	2.2-3.(6)	現地見学会の開催について全校を対象とするという認識でございますが、規模感が大きいので期間・班数などを事前にご教示いただくことは可能でしょうか。	入札公告時の入札説明書において詳細を提示予定です。
13	実施方針	13	2.2-5.(4)	参加資格を喪失しなかった企業のみで事業実施が可能であることを疎明した場合や、参加資格を喪失した企業に代わる企業を加えた申請した場合については、入札参加資格を認めることを実施方針に明記いただきたく存じます。	実施方針のとおりとします。
14	実施方針	15	2.2-7.②	SPCの設立について、「代表企業はSPCの出資者のうち最大の出資を行うこと」と記載ございますが、最大の出資であれば、過半数未満の出資でも問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	実施方針	19	5.5-2.(1).③	「上記(1)、①のいずれの場合においても～」と記載ありますが、「上記(1)①②のいずれの場合においても～」が正かと存じますが、ご確認ください。	「上記(1)①②のいずれの場合においても～」が正となります。
16	実施方針	23	別紙1	用地リスクについて、工事に最低限要する資材置き場や進入路の確保は、発注者たる市の責任で行っていただけますでしょうか。	実施方針のとおりとします。 資材置き場や進入路の確保は、基本的に学校敷地内で調整できる範囲で実施しますが、できない範囲は選定事業者のリスクとします。

浜松市立小中学校特別教室空調整備事業 実施方針等に関する意見・質問に対する回答

2023年12月15日

No	資料名	頁	項目	内容	回答
17	要求水準書 (案)	3	I.7	浜松市のモニタリング基本計画に沿って・・・とありますが、モニタリング基本計画はいつ公表されますでしょうか。	入札公告時に公表予定です。なお、「モニタリング基本計画書(案)」が正となりますので、修正します。
18	要求水準書 (案)	4	I.11	施工のスケジュールですが、順序は施工業者側で調整は可能でしょうか	供用開始に支障がなければ、施工業者側での調整も可能です。
19	要求水準書 (案)	7 11	II.2(2)(キ) III.1.(1)(レ)	敷地内の樹木の移植については、状況に応じて撤去のみ(別の場所へ植樹もしない)という協議は可能でしょうか。(11ページの認識でよろしいでしょうか)	お見込みのとおりです。
20	要求水準書 (案)	8	II.2.(4).(イ)	フレキシビリティへの配慮について 「改修・改築工事に伴い工事対象外の諸室において空調環境の中断が生じないように配慮する」と記載ございますが、こちらは本事業の維持管理期間に対しての配慮という認識でよろしいでしょうか。	本事業の施工期間に対しての配慮を想定しています。
21	要求水準書 (案)	9	II.3.(1).(ク)	空調機の省エネ性能について 国内メーカーの超高効率仕様と記載がございますが、熱源・メーカー・仕様・能力によってAPF値にばらつきがあります。現場状況等を踏まえた上で、効率の良い最適な機種を選定するという理解でよろしいでしょうか。	国内メーカー各社内の最高効率機種と解釈してください。
22	要求水準書 (案)	9	II.3.(1).(サ)	振れ止め及び落下防止措置について 天井内吊りと記載ございますが、図示の通り「天井カセット型」を対象とするという認識でよろしいでしょうか。	天井吊り下げ露出タイプを選定する場合も同等の振れ止め落下防止措置を講じてください。
23	要求水準書 (案)	10	II.3.(1).(ソ)	「小型の室外機については、・・・バルコニーへの配置も可とする」の記載がありますが、この場合は、構造計算上の確認が不要と判断してよろしいでしょうか？	バルコニーに室外機を載せる場合は、構造計算上問題ないことを確認してください。
24	要求水準書 (案)	10	II.3.(1).(チ)	別事業での想定計画について 該当校での想定資料は、「参考図書(全校対象分)」でご提供いただけたという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
25	要求水準書 (案)	10	II.3.(1).(ヌ)	原則基本天井隠ぺいとありますが、現地の状況により天井内のスペースが狭い場合や施工が難しいと判断した場合には、露出配管をお認めいただけますでしょうか	現地の状況によって露出配管とする場合は、市と協議の上、可とします。
26	要求水準書 (案)	11	II.3.(1).(ホ)	屋外で使用するボルト等はステンレス鋼製とし、配管支持材についても防食に配慮と記載がありますが、ボルトについては溶融亜鉛メッキ(ドブ付け)、支持材は高耐食性メッキ鋼板(スーパーダイマ製)の使用は可能でしょうか。	標準仕様書のとおりです。

浜松市立小中学校特別教室空調整備事業 実施方針等に関する意見・質問に対する回答

2023年12月15日

No	資料名	頁	項目	内容	回答
27	要求水準書 (案)	11	II.3.(1).(モ)	受変電設備から校舎、校舎から校舎間の渡り配線は原則として埋設配線の指示ですがやむを得ない場合は架空対応とします。とありますがやむを得ない場合の定義はどのような事柄でしょうか。	既存地中埋設配管、埋設物との干渉、生徒動線、緊急車両動線の確保などの為に、掘削期間が確保できない場合などを想定しています。
28	要求水準書 (案)	11	II.3.(1).(モ)	『原則として地中埋設とする』記載について、既存地中埋設物の状況などから施工上困難な学校が多数あると思われます。校舎間の横断配線については架空、地中、露出配線とし標準仕様書を遵守する施工とさせていただきますか。	原則は埋設ですが、やむをえない場合は、市と協議の上、架空、露出配線も可とします。標準仕様書を遵守ください。
29	要求水準書 (案)	11	II.3.(1).(ヤ)	プルボックスの仕様は、屋内は鋼板製、屋外はステンレス製との指示ですが樹脂製(耐衝撃性硬質塩化ビニル製)の使用は不可でしょうか。	樹脂は紫外線に弱いため推奨しておらず、原則不可です。その他の仕様を使用する場合は、左記と同等以上の機械的強度、耐食性等を確保できる材料であれば使用可能とします。但し、施工段階で同等以上であることの技術資料を提示して市の承諾を受けてください。
30	要求水準書 (案)	11	II.3.(1).(ヤ)	プルボックスの仕様について使用する電線管と同様の材質のプルボックスの採用も可としていただけますでしょうか。 (例:HIVE製プルボックス)	標準仕様書のとおりです。
31	要求水準書 (案)	11	II.3.(1).(ヤ)	プルボックスの屋外仕様は屋外露出配管と同様に耐衝撃性硬質塩化ビニル製の採用も可としてよろしいですか。	質疑回答No.30を参照してください。
32	要求水準書 (案)	11	II.3.(1).(ユ)	漏電遮断器用の専用接地は既設に専用接地がある場合は分岐としてよろしいですか。	お見込みのとおりです。
33	要求水準書 (案)	13	II.3(4).(ケ)	都市ガス管の分岐は浜松市立小中学校空調設備整備事業で設置されたメーターの一次側分岐の記載がありますが、二次側で分岐したほうが経済的かつ合理的の場合についても同様の認識でよろしいでしょうか。	敷地への既設引込管口径が、今回新設空調機の消費量を賅えること、ガスの空調料金が適応できること(既設空調用メーターの容量以下に納まる)などの条件を満たすことが確認できれば、左記合理化案としても差し支えありません。
34	要求水準書 (案)	13	II.3(4).(シ)	液化石油ガス設備に遠隔監視装置を設置する場合、遠隔監視装置はガス供給会社によって異なります。工事実施業者とガス供給会社が異なる場合はどのような対応にすれば宜しいでしょうか。それとも遠隔監視装置工事は本事業とは別途に出来ないでしょうか。	ガス供給業者が対応できる、遠隔監視装置を本工事で設置して下さい。
35	要求水準書 (案)	16	III.3(1).(カ)	実態的な空調機器の使用開始日がガスの開栓日(浜松市担当者様立会いで、ガスの使用開始手続きをする日)という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

浜松市立小中学校特別教室空調整備事業 実施方針等に関する意見・質問に対する回答

2023年12月15日

No	資料名	頁	項目	内容	回答
36	要求水準書 (案)	16	III.3.(1).(カ)	実態的な空調機器の供用開始について 引渡し前(所有権移転前)においても、リスク分担表内の「施設・設備 損傷リスク」は適用されるという認識でよろしいでしょうか。	引き渡し前(所有権移転前)に供用開始はしないため、「施設・設備 損傷リスク」は適用されません。
37	要求水準書 (案)	22	V	想定してる4回の引き渡し年月は貴市の指定でしょうか、事業者側 の提案でしょうか。	引き渡し時期は、施工事業者決定後事業スケジュールに応じて、市 と協議し決定することとします。なお、引き渡しは施工完了次第随時 を想定しています。
38	要求水準書 (案)	22	V	選定事業者は、市に対し、完成確認を終えた対象校ごとに空調設 備等を引き渡すこと。とありますが、完成確認の時期に関しては事業 者の任意で設定できるという認識でよろしいですか。	完成確認の時期については、事業者決定後、事業スケジュールに 応じて、市と協議して決定することとします。
39	要求水準書 (案)	22	V	「完成確認を終えた対象校ごとに空調設備等を引き渡す」とのこと ですが、引渡しは、複数の対象校をまとめて行うのではなく、基本的 には対象校の数だけ発生するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
40	要求水準書 (案)	23	V	維持管理業務は各引き渡し日の翌日午前0時より開始する。とあり ますが、維持管理のサービス対価についてはどのような計算・支払い になるのでしょうか。	維持管理のサービス対価は、学校ごとの供用開始日(引き渡し日の 翌日)を起算日とした計算となります。支払いは、入札公告時に公 表する入札説明書等において示します。
41	要求水準書 (案)	38~42	別紙3~5 提出書類一覧	浜松市で必要としている情報、SPC側に任せただけの内容を 整理して、品質に直接影響がない書類を減らす工夫を検討して いただきたい。(例 各種進捗状況報告書、工事週報、打合せ議事 録、施工体制台帳、産業廃棄物管理票等)	ご意見として、承ります。
42	要求水準書 (案)	43	別紙6 3	冬季の屋内条件18℃が、普通教室PFI事業の条件17℃と異なり ます。変えている理由についてご教示下さい。	学校環境衛生基準の改訂に基づいて変更しています。
43	要求水準書 (案)	43	別紙6 3 ※2	外気負荷の算定方法が、普通教室PFI事業と異なります。外気負 荷の占める割合が増える方向になりますが、変えている理由につ いてご教示下さい。	本事業における換気量は、学校環境衛生基準に該当する学校と特 定建築物(ビル管法)に該当する学校があるため、各基準での算出 方法となります。
44	要求水準書 (案)	43	別紙6 3 ※2	特定建築物(ビル管法)に該当するかどうかを判断する資料(延床面 積)の提示、または、該当する学校名称をご教示下さい。	特定建築物に該当する対象校を以下に示します。 【小学校】積志小学校、大平台小学校、雄踏小学校 【中学校】雄踏中学校、浜名中学校 【小中一貫】中部学園
45	要求水準書 (案)	43	別紙6 3 ※2	※2外気負荷に関しての1,500(1,000)ppm以下とするための換気量 について、外気のCO2濃度及び1人当たりのCO2発生量の数値は どの数値を使用すればよろしいでしょうか？	学校環境衛生管理マニュアルの記載の通り、小学生(低学年)： 0.011m <sup>3</sup> /h、小学生(高学年)・中学生：0.016/h、高校生・大人： 0.022/h。外気のCO2濃度は400ppmを基準としてください。